

文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画 新旧対照表 (平成29年12月22日変更)

変 更 案	現 行
<p>第4章 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁が実施する国民保護措置に関する事項</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 教育研究活動に関する応急措置</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 教職員の補充措置</p> <p>教職員の被災に伴う補充措置について、都道府県、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会並びに学校等及び社会教育施設等の設置者に対して、助言又は支援を行う。</p> <p>(6) (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>第3節～第6節 (略)</p>	<p>第4章 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁が実施する国民保護措置に関する事項</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 教育研究活動に関する応急措置</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 教職員の補充措置</p> <p>教職員の被災に伴う補充措置について、都道府県、都道府県教育委員会並びに学校等及び社会教育施設等の設置者に対して、助言又は支援を行う。</p> <p>(6) (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>第3節～第6節 (略)</p>